

(参考) 相続税の申告の際に提出していただく主な書類

添付書類提出に当たっての留意事項

- ・添付書類は、機械で読み取りますので、のりづけをしないでください。
- ・添付書類が複数枚に及ぶ場合には、クリップ等で留めて提出してください。

1 相続税の申告書に記載されたマイナンバー（個人番号）について、税務署で本人確認（①番号確認及び②身元確認）を行うため、次の本人確認書類の写しを添付していただく必要があります。

また、各相続人等のうち税務署の窓口で相続税の申告書を出す方は、ご自身の本人確認書類の写しの添付に代えて、本人確認書類を提示していただいても構いません。

なお、e-Taxにより申告手続を行う場合には、本人確認書類の提示又は写しの提出が不要です。

【本人確認書類】

①	番号確認書類（マイナンバー（12桁）を確認できる書類）として次に掲げるいずれかの書類 ・マイナンバーカード（個人番号カード）【裏面】 ^(注1) ・通知カード ^(注2) ・住民票の写し（マイナンバーの記載があるものに限り） など
②	身元確認書類（記載されたマイナンバーの持ち主であることを確認できる書類）として次に掲げるいずれかの書類 ・マイナンバーカード（個人番号カード）【表面】 ^(注1) ・運転免許証 ・身体障害者手帳 ・パスポート ・在留カード ・公的医療保険の資格確認書 ^(注3) など

(注) 1 マイナンバーカードの表面で身元確認、裏面で番号確認を行いますので、本人確認書類として写しを添付いただく場合は、表面と裏面の両面の写しが必要となります。

2 通知カードに記載された氏名、住所などが住民票に記載されている内容と一致している場合に限り、引き続き番号確認書類として利用できます。

3 「公的医療保険の資格確認書」の写しを添付する場合、写しの保険者番号及び被保険者等記号・番号部分を復元できない程度に塗り潰してください。

2 相続税の申告書に添付して提出していただく主な書類は次のとおりです。

なお、重複する書類がある場合には、重ねて提出していただく必要はありません。

(1) 一般の場合（(2)～(7)の特例及び納税猶予等の適用を受けない場合）

①	次のいずれかの書類 イ 被相続人の全ての相続人を明らかにする戸籍の謄本（相続開始の日から10日を経過した日以後に作成されたもの） ロ 図形式の法定相続情報一覧図の写し（子の続柄が実子又は養子のいずれであるかが分かるように記載されたものに限り） ^(注1) ハ イ又はロをコピー機で複写したもの なお、被相続人に養子がいる場合には、その養子の戸籍の謄本又は抄本の提出も必要です。
②	遺言書の写し又は遺産分割協議書の写し ^(注2)

(注) 1 「法定相続情報一覧図の写し」は、被相続人の本籍地等を管轄する法務局において、必要書類と合わせて申出をすることにより、交付を受けることができます。

2 ②の書類については、提出をお願いしている書類です。

(2) 相続時精算課税適用者がいる場合

①	2(1)①に掲げる書類
②	遺言書の写し又は遺産分割協議書の写し ^(注)
③	被相続人の戸籍の附票の写し（相続開始の日以後に作成されたもの）（コピー機で複写したものを含まず。）

(注) ②の書類については、提出をお願いしている書類です。

(3) 相続開始の年に被相続人から贈与によって取得した特定贈与財産の価額について贈与税の課税価格に算入する（相続税の課税価格に加算しない）場合（4ページ参照）

①	登記事項証明書などで贈与を受けた者が居住用不動産を取得したことを証する書類（不動産の所在地番等又は不動産番号の記載のある書類の添付によりこれに代えることができます。）
②	贈与を受けた配偶者の戸籍の附票の写し（被相続人からの贈与を受けた日から10日を経過した日以後に作成されたもの）

(4) 配偶者の税額軽減（11ページ参照）の適用を受ける場合

①	2(1)①に掲げる書類
②	遺言書の写し又は遺産分割協議書の写し
③	相続人全員の印鑑証明書（遺産分割協議書に押印したもの）
④	申告期限後3年以内の分割見込書（申告期限内に分割ができない場合に提出してください。）

(5) 小規模宅地等の特例（16 ページ参照）の適用を受ける場合^{（注1）}

①	2 (1)①に掲げる書類	
②	遺言書の写し又は遺産分割協議書の写し	
③	相続人全員の印鑑証明書（遺産分割協議書に押印したもの）	
④	申告期限後3年以内の分割見込書（申告期限内に分割ができない場合に提出してください。）	
⑤	特定居住用宅地等に該当する宅地等 ^{（注2）}	
	1	次に掲げる被相続人の親族（配偶者を除きます。）が、被相続人等の居住の用に供されていた宅地等について特例の適用を受ける場合 ・被相続人の居住の用に供されていた一棟の建物に居住していた親族（18ページの〔特定居住用宅地等の要件〕①の2の親族が特例を受ける場合） ・被相続人と生計を一にしていた親族（18ページの〔特定居住用宅地等の要件〕②の2の親族が特例を受ける場合） 特例の適用を受ける宅地等を自己の居住の用に供していることを明らかにする書類（特例の適用を受ける人がマイナンバー（個人番号）を有する場合には提出不要です。）
	2	被相続人の親族で、相続開始前3年以内に自己等が所有する家屋に居住したことがないことなど一定の要件を満たす人が、被相続人の居住の用に供されていた宅地等について特例の適用を受ける場合（18ページの〔特定居住用宅地等の要件〕①の3の親族が特例の適用を受ける場合） イ 相続開始前3年以内における住所又は居所を明らかにする書類（特例の適用を受ける人がマイナンバー（個人番号）を有する場合には提出不要です。） ロ 相続開始前3年以内に居住していた家屋が、自己、自己の配偶者、三親等内の親族又は特別の関係がある一定の法人の所有する家屋以外の家屋である旨を証する書類 ハ 相続開始の時において自己の居住している家屋を相続開始前のいずれの時においても所有していたことがないことを証する書類
3	被相続人が養護老人ホームに入所していたことなど一定の事由により相続開始の直前において被相続人の居住の用に供されていなかった宅地等について特例の適用を受ける場合（19ページの（注）1に該当する場合） イ 被相続人の戸籍の附票の写し（相続開始の日以後に作成されたもの） ロ 介護保険の被保険者証の写しや障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第22条第8項に規定する障害福祉サービス受給者証の写しなど、被相続人が介護保険法第19条第1項に規定する要介護認定、同条第2項に規定する要支援認定を受けていたこと若しくは介護保険法施行規則第140条の62の4第2号に該当していたこと又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第21条第1項に規定する障害支援区分の認定を受けていたことを明らかにする書類 ^{（注3）} ハ 施設への入所時における契約書の写しなど、被相続人が相続開始の直前において入居又は入所していた住居又は施設の名称及び所在地並びにその住居又は施設が次のいずれに該当するかを明らかにする書類 (イ) 老人福祉法第5条の2第6項に規定する認知症対応型老人共同生活援助事業が行われる住居、同法第20条の4に規定する養護老人ホーム、同法第20条の5に規定する特別養護老人ホーム、同法第20条の6に規定する軽費老人ホーム又は同法第29条第1項に規定する有料老人ホーム (ロ) 介護保険法第8条第28項に規定する介護老人保健施設又は同条第29項に規定する介護医療院 (ハ) 高齢者の居住の安定確保に関する法律第5条第1項に規定するサービス付き高齢者向け住宅（(イ)の有料老人ホームを除きます。） (ニ) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第11項に規定する障害者支援施設（同条第10項に規定する施設入所支援が行われるものに限りません。）又は同条第18項に規定する共同生活援助を行う住居	
⑥	特定事業用宅地等に該当する宅地等	一定の郵便局舎の敷地の用に供されている宅地等の場合には、総務大臣が交付した証明書
⑦	特定同族会社事業用宅地等に該当する宅地等	イ 特例の対象となる法人の定款（相続開始の時に効力を有するものに限りません。）の写し ロ 特例の対象となる法人の相続開始の直前における発行済株式の総数又は出資の総額及び被相続人及び被相続人の親族その他被相続人と特別の関係がある者が有するその法人の株式の総数又は出資の総額を記載した書類（特例の対象となる法人が証明したものに限りません。）
⑧	貸付事業用宅地等に該当する宅地等	貸付事業用宅地等が相続開始前3年以内に新たに被相続人等の貸付事業の用に供されたものであるときには、被相続人等が相続開始の日まで3年を超えて特定貸付事業を行っていたことを明らかにする書類

- (注) 1 小規模宅地等の特例の適用を受ける場合には、①～④に掲げる書類を提出するとともに、この特例の適用を受ける宅地等の区分（⑤～⑧）に応じ、それぞれ⑤～⑧に掲げる書類を提出してください。
 2 ⑤の宅地等について特例の適用を受ける場合において、⑤の1～3の場合に該当するときは、それぞれ⑤の1～3に掲げる書類で、特例の適用を受ける人に係るものを提出してください。
 3 「介護保険の被保険者証」の写しを添付する場合、写しの保険者番号及び被保険者番号部分を復元できない程度に塗り潰してください。

(6) 特定計画山林の特例（20 ページ参照）の適用を受ける場合

①	2 (1)①に掲げる書類
②	遺言書の写し又は遺産分割協議書の写し
③	相続人全員の印鑑証明書（遺産分割協議書に押印したもの）
④	申告期限後3年以内の分割見込書（申告期限内に分割ができない場合に提出してください。）
⑤	市町村長等の認定を受けた森林経営計画書の写し
⑥	その他特例の適用要件を確認する書類

(7) 特定受贈同族会社株式等に係る特定事業用資産の特例（22 ページ参照）の適用を受ける場合

①	2 (1)①に掲げる書類
②	遺言書の写し又は遺産分割協議書の写し
③	相続人全員の印鑑証明書（遺産分割協議書に押印したもの）
④	その他特例の適用要件を確認する書類

3 相続税の納付について延納申請又は物納申請を行う場合に提出していただく主な書類は次のとおりです。

(1) 延納申請（28 ページ参照）を行う場合

①	<ul style="list-style-type: none">・延納申請書・金銭納付を困難とする理由書・担保目録及び担保提供書・不動産等の財産の明細書
②	担保提供関係書類 ※担保提供関係書類の主なもの（担保が土地の場合） <ul style="list-style-type: none">・登記事項証明書（不動産の所在地番等又は不動産番号の記載のある書類の添付によりこれに代えることができます。）・固定資産評価証明書など土地の評価の明細・抵当権設定に必要な書類（抵当権設定登記承諾書、印鑑証明書）を提出する旨の確約書

(注) 詳しくは「相続税・贈与税の延納の手引」をご覧ください。

(2) 物納申請（29 ページ参照）を行う場合

①	<ul style="list-style-type: none">・物納申請書・金銭納付を困難とする理由書・物納財産目録
②	・物納手続関係書類（登記事項証明書（不動産の所在地番等又は不動産番号の記載のある書類の添付によりこれに代えることができます。）、公図、所在図その他必要な書類）

(注) 詳しくは「相続税の物納の手引」をご覧ください。

「相続税」に関する情報（相続税の申告のためのチェックシートなど）

相続税の申告書が正しく作成されるよう、一般に誤りやすい事項をまとめた「相続税の申告のためのチェックシート」などを国税庁ホームページの以下の場所に掲載していますので、申告書作成の参考としてください。

【掲載場所】

ホーム>税の情報・手続・用紙>申告手続・用紙>申告・申請・届出等、用紙（手続の案内・様式）>確定申告等情報>相続税



「相続税」に関する情報